

玉野市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 玉 野 市
 事 業 名 : 公共下水道事業（小規模集合排水事業含む）
 策 定 日 : 令 和 3 年 1 2 月
 計 画 期 間 : 令 和 3 年 度 ～ 令 和 1 2 年 度

1. 事業概要

(1) 事業の状況

① 施 設

供用開始年度 (供用開始後年数)	昭和56年 (40年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法適(一部適用)
処理区域内人口密度	30.8人/ha	流域下水道等への 接 続 の 有 無	有
処 理 区 数	2処理区(玉野処理区・児島湖処理区)		
処 理 場 数	1処理場(玉野浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況 ※1	広域化(児島湖流域下水道へ接続・昭和61年12月事業認可)		

※1 広域化とは、一部事務組合における事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
 共同化とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、
 広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務大臣通知)、事業の一部を共同して管理・
 執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
 最適化とは、①他の事業との統廃合、②公共下水、集排、浄化槽等の各処理施設の中から、地理的・社会的条件に
 応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない)を指す。

② 使 用 料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	一般汚水(2ヶ月あたり)20m ³ 以下2,400円、20m ³ を越え40m ³ 以下(1m ³ あたり、以下同じ)170円、40m ³ を越え100m ³ 以下200円、100m ³ を越え200m ³ 以下250円、200m ³ を越えるもの290円				
業務用使用料体系の 概要・考え方	公衆浴場汚水・温泉汚水(2ヶ月あたり)20m ³ 以下900円、20m ³ を越えるもの(1m ³ あたり)25円				
その他の使用料体系の 概要・考え方	井戸水のみ利用(2ヶ月あたり)世帯人数2人まで20m ³ 、1人増すごとに10m ³ 加算 水道水と井戸水の併用(2ヶ月あたり)水道使用料+世帯人数2人まで8m ³ 、1人増すごとに4m ³ 加算				
条例上の使用料 ※2 (20m ³ あたり) 過去3年度分を記載	平成30年度	2,400円	実質的な使用料 ※3 (20m ³ あたり) 過去3年度分を記載	平成30年度	3,602円
	令和元年度	2,400円		令和元年度	3,598円
	令和2年度	2,400円		令和2年度	3,578円

※2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。
 ※3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみではなく業務用含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	30名（うち会計年度任用職員8名）
事業運営組織	下水道課 <ul style="list-style-type: none"> — 計画係 — 業務係 — 施設係 — 工務係 — 流域下水道対策係 — 玉野浄化センター

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託	浄化センター及びポンプ場の維持管理の一部を委託
	イ 指定管理者制度	なし
	ウ PPP・PFI	なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) ※4	なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) ※5	なし

※4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源（資産を含む）を用いた収入増につながる取組を指す。

※5 「土地・施設利用とは、土地、建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す（単純な売却を除く）。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表（「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定・公表について」（公益企業第三課室長通知））による経営比較分析表を添付すること。

※添付した経営比較分析表に補足事項等がある場合は記載すること。

水洗化率（水洗化人口／処理区域内人口）は経営比較分析表では令和元年度93.5%、令和2年度末は本市の計算で93.2%であり、水洗化人口の減少により減少傾向にあるが、その数値の95%を目指して文書の送付や訪問などにより向上させる。

可能な限り未接続家屋への接続推進など、水洗化を進めていく。

目標年度は令和10年度（概成から3年後）。

2. 経営の基本方針

持続可能な事業を推進するために、玉野市下水道中期ビジョン改訂版に基づき、「安全・安心のまちを支える下水道」「豊かな自然環境を守る下水道」「健全で持続可能な下水道」を3本の柱とし、下水道事業を実施。

下水道事業の現状を市民に理解していただき、下水道中期ビジョンに基づいて下水道使用料の収納率向上に向けて、広報活動や使用料徴収への取組を行い、収入の確保を図る。実施期限は中期ビジョンの最終年度（R11）までとする。

建設改良費においては、新工法等の導入検討を行い、建設コスト削減に向けて取り組む。

3. 投資・財政計画（収支計画）

(1) 投資・財政計画（収支計画）：別紙のとおり

※赤字がある場合には（3）において、その解消方法が示されていることが必要。

(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

未普及解消事業については、玉野処理区の令和7年度の事業完了に向け、未整備地域の整備を順次実施していく。なお、児島湖処理区については平成27年度において、一部平成28年度に繰り越したが、概成している。

ポンプ場施設については、日比ポンプ場・日比中継ポンプ場の長寿命化及び耐震化を進める。

玉野浄化センターについては、スクリープレス脱水機の導入を行い長寿命化は一旦終了する。

② 収支計画のうち財源についての説明

使用料収入については、供用開始区域の拡大に伴う水洗化人口の増加もあるものの、市全域の人口減少を考慮すると、減収傾向は避けられない。

企業債については補助裏、単独ともに充当することとし、世代間負担の平準化を図る。

また、繰入金については、令和2年度の決算値の8億円とする。

資産については除却時にスクラップの売却等を行うが、収支計画には反映していない。

③ 収支計画のうち投資以外の経費について

維持管理費の主なものとして人件費があるが、平成28年度に人員を3名削減し、令和2年度で更に1名減となったものの、令和3年度で技師2名が増員されたが、施設の老朽化が進み、これ以上、削減は見込めない。修繕費についても同様に費用を削減することは困難である。電気料等の光熱水費については、単価の上昇を見込むと削減は困難である。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

※(1)において黒字の場合においても、投資・財政計画（収支計画）に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容を記載すること。

①今後の投資についての考え方・検討状況

※処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること。

広域化・共同化・最適化に関する事項	広域化（流域下水道）の継続利用に加え、県が今後策定予定の広域化・共同化計画に基づいて事業を検討・実施する。その計画の期限により進める。
投資の平準化に関する事項	面整備について、平準化するよう努める。 また、ストックマネジメントで修繕工事等の平準化を進めていく。期間はストックマネジメント計画が終了まで。
民間活力の活用に関する事項	浄化センター、ポンプ場の維持管理を継続して委託する。「下水道の整備に伴う一般廃棄物処理業の合理化に関する特別措置法」に基づく協定によりR8.3.31まで地元業者に委託。
その他の取組	特になし。

②今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	現状では見直しの必要はないが人口減少等の変化に応じ、維持管理費の上昇等、他の要因も加味し、下水道事業審議会による見直しを随時検討する。
資産活用による収入増加の取組について	活用見込みの無い土地について、売却や貸付を検討する。
その他の取組	一般会計繰入金については現状維持に努める。

③投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項	P P PやP F Iの導入はないが、委託可能なものは委託で実施する方針。
職員給与費に関する事項	独自での見直しは不可。施設老朽化に対応するため、削減も限界。
動力費（燃料費）に関する事項	浄化センター等、過度な設備の運用を削減し、ポンプ、脱水機等省電力のものに変更しつつ、省エネルギー化を進める。
薬品費に関する事項	単価変動による増加があるが、入札等により現状維持を見込む。
修繕費に関する事項	施設の老朽化が進み、費用の増加が見込まれるが、ストックマネジメント計画に基づき削減に努め、平準化を目指す。また、補助事業を積極的に活用する。
委託費に関する事項	現状維持を見込む。
その他の取組	水道料金や通信費など、経常経費の削減に努めるが、単価上昇により現状維持となる見込み。 人件費は同規模推移を見込んでいるが、概成の際に事業規模に応じた見直しを行う。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	毎年、計画値と現状を比較し、検証を行う。 なお、更新は5年後（令和8年度）に行う。
---------------------	--